

消費生活無料法律相談・ 生活再建等相談の 実施について

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため弁護士・司法書士による法律相談、ファイナンシャルプランナー（以下「FP」）による生活再建等（住居・教育・老後等の資金計画）相談を実施しています。

1 日時等

【弁護士・司法書士による法律相談】

【平日】相談日：原則毎週木曜日

13:00～17:00(※)

(※)相談者1人あたり30分

相談方法：来所（要予約）及び電話相談

【休日】相談日：原則 毎月第4日曜日

10:00～15:00(※)

(※)相談者1人あたり1時間

相談方法：来所（要予約）及び電話相談

【FPによる生活再建等相談】

◆ファイナンシャルプランナー（FP）とは
住居・教育・老後等の資金計画、生活設計
をアドバイスする専門家です。

相談日：原則毎月第4木曜日

13:00～17:00(※)

(※)相談者1人あたり30分

相談方法：来所（要予約）及び電話相談

2 会場 福島県消費生活センター（消費生活課） 福島市中町8-2 自治会館1階

3 予約・お問い合わせ先

福島県消費生活センター相談電話

024-521-0999

4 上記のほか、県中、県南、会津地方振興局でも弁護士による法律相談を実施しています。

詳しくは下記又は県消費生活センターにお問い合わせ
ください。

・県中地方振興局（郡山市麓山1-1-1）

電話：024-935-1295

・県南地方振興局（白河市昭和町269）

電話：0248-23-1548

・会津地方振興局（会津若松市追手町7-5）

電話：0242-29-5295



お気軽に
御相談ください。



福島県消費生活センターからのお知らせ

毎月第4日曜日に電話での消費生活相談を実施します!

福島県消費生活センターでは、平成28年6月から第4日曜日に電話での消費生活相談を始めます。

当日は事前予約制で司法書士による日曜法律相談も実施しておりますのでこちらもご利用ください（裏面参照）。

相談受付・法律相談予約電話番号

0 2 4 - 5 2 1 - 0 9 9 9

第4日曜日の相談（H28年度は6月26日が第1回目）

電話相談受付時間 9：00～16：30

平成28年度日曜消費生活相談実施予定日

6／26、7／24、8／28、9／25、10／23

11／27、12／25、1／22、2／26、3／26

※平日の相談（土曜、第4除く日曜、祝日、年末年始除く）

月～金曜日 来所相談 9：00～17：00

電話相談 9：00～18：30